

ハロフジノンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年3月10日～令和3年4月8日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>審議結果(案)において参照されている外国政府機関のADIのうち、米国FDAの値はハロフジノン臭化水素酸塩としての値のようです。</p> <p>摂取量評価では、ADIの対象物質と摂取量の値の対象物質とが一致している必要がありますが、審議結果(案)の記述では、米国のADIとの比較の際に、ハロフジノン臭化水素酸塩としての摂取量が用いられたかを読み取ることができません。</p> <p>ハロフジノンとハロフジノン臭化水素酸塩では分子量の違いは大きくなく、結果に大きく影響することはないとは思いますが、比較する対象物質が一致しているか確認し、評価過程がわかるよう評価書にも明示するのが適切と考えます。</p> <p>(参考資料) 米国連邦官報 <a href="https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=2a2a2ac9b09b9ea7c863f007cc830326&amp;mc=true&amp;node=pt21.6.556&amp;rgn=div5#se21.6.556_1308">https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=2a2a2ac9b09b9ea7c863f007cc830326&amp;mc=true&amp;node=pt21.6.556&amp;rgn=div5#se21.6.556_1308</a></p>	<p>ご指摘ありがとうございます。ご指摘の通り、米国が設定しているADIはハロフジノン臭化水素酸塩としての値です。</p> <p>この値をハロフジノンに換算した場合、0.0006 mg/kg 体重/日となります。このことを考慮しても、ハロフジノンについては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)の3の(1)に該当する成分であると判断でき、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えております。</p> <p>評価書中、対象物質及びハロフジノンに換算した場合の値について明示しました。</p>
2	<p>畜産物を通してヒトに摂取される試算量が、一日限量を超えていないということで、問題なしと結論づけられています。</p> <p>確かに、計算上はそうでしょうし、推定摂取量も微々たるものなので、個々の成分の摂取量という意味では問題ないかもしれません。</p> <p>ただ、認められている医薬品や農薬、添加物あるいは遺伝子組み換え品の種類が半端なく、その複合影響や、薬まみれの家畜由来の畜産物を摂ることには抵抗を感じます。自然農法でのびのび育った家畜と、薬や人工物まみれで、狭いところで、効率重視で育てられた家畜のどちらが健康的か(どちらの畜産物が、より安全</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行った結果、本成分が現行の</p>

	か)、言うまでもないと思いますが、今回の審議結果のように「規定に基づいて粛々と」試算・審議するだけでよいのでしょうか？	リスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の食品を介したヒトの安全性は担保されていると考えます。
--	---	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。